

広報

めいわ

3月号 2006
No.460



暁幼稚園で豆まき
(関連記事4ページ)

特集

まちづくり パネルディスカッション

住みやすい明和町をつくるためのパネルディスカッション『ひとまかせ』にしないまちづくり 私たちのまちは、私たちの手で』（NPO法人めいわ市民活動サポートセンター主催）が1月29日、帝塚山大学法政政策学部の中川幾郎教授をコーディネーターに、また上野地区自主防災組織三田正之ブロックリーダーほか2人をパネリストに迎えて中央公民館であり、約150人が傍聴しました。

同センターの世古口文子理事長は、「今までのまちづくりは行政に依存することが多かったと思いますが、これからの住民は、『自ら参加し動く』という『協働のまちづくり』を実践していくことが重要だと考えております。今回のパネルディスカッションは、みんなでまちづくりを進めていくきっかけになればと思います。」と話していました。

パネルディスカッションの概要を、次のとおり紹介します。

中川さん…各パネリストに活動事例を紹介してもらい、「自治・自立」に向けた地域づくり、まちづくりについて考えたい。

本日のテーマ「ひとまかせ」にしないまちづくりとは、自治の実践である。現在、役所の仕事だと思われる「公共、公益」は、1970～80

年代半ばに地域の中で確立された。その後、行政の進化発展に伴い、効率的だという理由で行政任せにしてきた。

行政に頼らない地域コミュニティの大切さを知る転機となったのは、阪神・淡路大震災。災害後、自治会の力が大きい地域ほど死亡者が少ないということが、データから

分かった。

また、これからの地域自立に向けたまちづくりのため、わたしたちの生活の中に縦糸と横糸という形で存在する「自治会」と「NPO」、この思想・運用理念の異なる二つの組織をどう結び付けていくかということも、各パネリストにお聞きし、二つの意味ある住民組織の展望を聞いていきたい。

三田さん…わたしは「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という思いでさまざまな自治会活動をしてきたが、自治会長を頂点に行う活動が理想的だと思う。災害時には「自助・共助」によって地域自主防災組織のブロックリーダーを中心に情報を早く収集し、いかに早く「公助」である行政の救助支援を得るかが重要である。

昨年からこれまでの「防災」の取り組みに加え、「防犯」の活動にも取り組んでいる。空き巣対策として防犯看板などを設置してきたが、これからは「声かけ」運動をしていきたい。また、「安全なまち」にするには、まずまち

をきれいにすること。そうすると犯罪も起こらなくなる。

企業などで培ってきた一人ひとりの経験を生かして、地域に還元し、皆で協力し合い、今後とも自治会を中心に発展していきたい。

中川さん…声かけ、あいさつ運動で「面識社会」をつくるのが、地域の安全・安心につながる。お金も必要ない。

谷川さん…わたしが住んでいる上三谷地区は少人数の自治会だが、それでも特に若い人

とのコミュニケーションはうまくいかない。子どもを通じて話をしたり携帯電話などを活用したりして、今の時代に即したコミュニケーションをとるように心がけている。

防災訓練は地域単位や区単位で実践するなど、自治会に応じた訓練をしている。防災はまず自分が助かる方法を考えるべきで、自分が助かれば人を助けられる。

近年、子どもの被害が多いのは憂慮すべきことだ。ひなたぼっこや井戸端会議などの昔からの近所付き合いがなくなり、地域での防犯が欠落しているからだと思う。また、学校や家庭で「知らない人と話すな」と教えることにより、大切なあいさつもできず、いざというときに声を出せない子どもになってしまっている。知らない人が増えていることこそが問題だと思う。

一人ひとりの心のつながり、人間のつながりが、防災や地域づくり、まちづくりへとつながっていくと思う。





パネリスト
三重県地域振興部地方分権室山岡哲也主幹

現在、県庁の地域振興部地方分権室でまちづくりの住民自治組織に携わっている。また、阿漕浦海岸などの環境浄化と景観向上を目指すNPO法人「阿漕浦友の会」の理事として活躍されている。



パネリスト
名張市錦生地域づくり委員会谷川 健初代会長

平成15年に名張市が「ゆめづくり地域予算制度」を実施したとき、錦生地域づくり委員会初代会長に就任。錦生地区の交流会や清掃活動、広報活動などを行う。現在、上三谷区長として活躍されている。



パネリスト
上野地区自主防災組織三田正之ブロックリーダー

平成13年度に発足した、町上野地区自主防災組織のブロックリーダー。資機材の整備や食料の備蓄の呼び掛けなどの活動を行う。また、同地区民生児童委員、いっしょのみや斎宮ガイドボランティアとしても活躍されている。



コーディネーター
帝塚山大学法政策学部中川幾郎教授

同志社大学経済学部卒業、大阪大学大学院国際公共政策研究科修了。元豊中市広報課長。同市役所では都市計画などを担当。現在、帝塚山大学法政策学部教授。地方自治やまちづくりなどの公共政策を専門としている。

山岡さん…「地方分権」と「ひとまかせにしないまちづくり」との関係を考えてみたい。現在、政府の三位一体改革により、権限が「国から地方へ」「官から民へ」移譲されるというイメージが先行しているが、本来は住民（住民自治）への権限移譲が進められるべきである。

仕事では「身近なまちづくり」を担当し、県内市町村などと共同して調査研究を進めている。アンケート調査で、三重県では「自治会役員経験者の40パーセント以上がNPOに加入している」「NPOと自治会が相互の連携を取ることにメリットがあると、80パーセントの人が感じている」「NPOと自治会が比較的仲良くなっている」という結果が出ていることが明らかになった。

また、行政の下請けのようになっている自治会と行政の関係を見直していくことが必要である。「官から民へ」といっても、行政としてやるべきこと、住民にしてもらうことを分けて、まちづくりを進めていかなければならない。

分ける範囲である小学校区単位を基準にした「面識社会」を形成すること。その上で、①安全・安心を第一に考える②社会的弱者に優しい、機能的が高い、便利③もうかるまち、コミュニケーション豊かなまち、に留意してまちづくりを進めなければならない。

地域力のあるまちづくりのためには、行政、議会、住民が変わっていかねばならない。

例えば、行政では、全職員が地域づくりに参加するべきだろう。地域づくり委員会にはできれば全職員を関わらせ、週5日のうち半日～1日は職務として自分の住む地域またはそのほかの地域へ入り、地域の人と接する。小学校区へ5～20人のチームが入ることになり、さまざまな課題に対応できる。

議会は、政策審議、提案、評価型へと改革されるべきだろう。また、地域づくり委員会の顧問に就任することで、地域の意見を反映させていく任務を果たすことができる。

住民は地域づくりのために、①自治会など縦割りにつ



に話し合いの場を持つこと②問題を把握し、校区単位の地域総合計画的なものを住民自身がつくること③育成会や老人会などの世代別団体、障害者や外国人などの団体すべてが関わる必要がある。

阪神・淡路大震災の三大教訓は、①巨大な組織はもうい②やっていないことはできない③自分のこと、自分でできることは自分です。これはコミュニケーションの教訓であり、これから始めていけばどうかということを提案したい。

前野の正念寺で御頭神事



昭和59年に町指定無形民俗文化財になっている御頭神事が2月11日、前野地区内の正念寺境内

などで行われ、地区住民が見守る中、五穀豊穡（ほうじょう）・村内安全を祈願しました。

この神事は、ネギサンと呼ばれる地区内の世襲で決まっている家を中心選ばれた指図方や御頭、天狗の役、太鼓役などが行っています。

この日は地区内の各家からはおひねりなどが届けられ、各家ごとに獅子が「陰舞い」を舞い、夜になると「えべすおどりしょうや、いでさらしょうや」とはやしたてながら、集まった人と御頭がもみ合い、悪魔払いをしました。



暁幼稚園で豆まき

節分の行事を体験してほしいと2月3日、暁幼稚園で豆まきがあり、園児29人などが参加して鬼を払いました。

この日は、先生から節分のお話を聞いた後、イワシの頭をヒイラギの葉に刺して出入りに置き、年齢に1を加えた数の豆を食べました。赤鬼や青鬼のお面をかぶった園児たちは、心に住む泣き虫鬼やうそつき鬼を追い出そうと、園庭で元気に走り回って豆まき。「楽しかった」「もっと食べたかった」と話していました。

ミックスバドミントン大会

バドミントンを通して体力維持と近隣市町との交流を図ろうと2月12日、男女混合ダブルスで競技を行う第5回明和町ミックスバドミントン大会が総合体育館で開かれました。

この日は、50歳代の人や中学生女子と父親の親子ペアなど、45チームが町内外から参加。館内にはシャトルを打つ快い音と掛け声が響き、参加者たちは気持ちいい汗を流していました。

なお、同大会の結果は来月号をご覧ください。





明和FC招待フットサル大会

第6回明和FC招待フットサル大会が2月11日、総合体育館であり、県内から12のスポーツ少年団が参加しました。

この大会は、ゲームを通してチーム相互のボールコントロールの技術を向上させることや、各少年団との交流を深めるために、毎年明和フットボールクラブ（市野博史代表）が開いています。

参加者した小学1年から6年の男女児童たちは、コートいっぱいに駆け回り、日ごろの練習の成果を発揮しました。

馬之上の獅子舞

江戸時代から馬之上地区に伝わる獅子舞が2月11日、同地区で行われました。

これは、悪霊退散・家内安全・五穀豊穡を祈る神事で、神楽組の青年たちにより受け継がれています。

青年たちは氏神跡で舞い初めをした後、各戸を回り、笛や太鼓のおはやしに合わせて門舞わしを舞いました。各戸では玄関を開いて獅子舞を出迎え、ご祝儀やお菓子などを渡してもてなしていました。最後に、円明寺境内で送り獅子の舞を奉納しました。



麻生の左義長

男児が氏子入りして住民の無病息災を祈願する麻生地区の左義長が2月5日、同地区の公民館でありました。

この日は、2本の小枝をみ霊として2本のサカキに掛けておき、白衣にはかま姿の8人衆の前で番家の2人がそれを跳ね上げて、農作物の出来を占いました。夕方には、素焼きの土器の「かわらけ」を男児に投げて村の創建当時の厳しさを表現する「入子の儀」、「直建当時の厳しさを表現する「入子の儀」、指定無形民俗文化財になっています」

みどり保育所で昔の遊び

親から子へと伝わってきた昔の遊びとその心を伝えたいと1月18日、みどり保育所で同所幼児の祖父母や地元老人会の会員13人が幼児たち34人と交流し、おはじきやお手玉、こま回しなど9種類の遊びをしました。

幼児たちは、順番に竹とんぼやまりつきを体験。「おはじきの遊び方を知らなかった」「3個でお手玉するのがすごい」とうれしそうに話していました。また、「すごい」と言われた祖父母の皆さんも、とてもうれしそうでした。



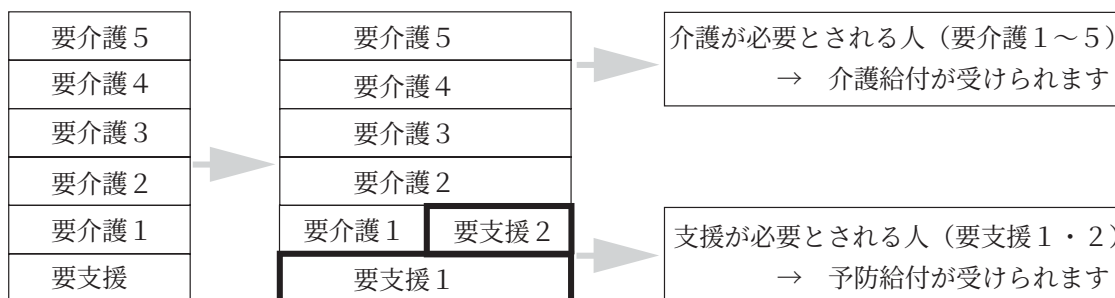
平成18年4月から

介護保険制度が改正されます

【介護を「予防」するサービスや事業が始まります】

要介護状態が軽度（要支援・要介護1）の高齢者が年々増えていますが、軽度の高齢者への介護サービスは要介護状態の改善につながっていない状況が見受けられます。

その改善策として、今回の制度改正により、これまで



での要介護1の状態の人は、認知症の自立度や廃用の程度などから「要介護1」または「要支援2」に分け（下図参照）、軽度の高齢者に本来の意味での介護予防給付を行います。

また、介護や支援を必要とする前の高齢者が要支援・要介護状態にならないために、介護予防事業や介護予防マネジメントなどを行います。

【住みなれた地域で自立した生活を支援します】

「地域包括支援センター」を設置し、高齢者の保健、福祉医療の向上と推進のため必要な援助・支援を総合的にを行います。

また、身近な地域で多様なサービスを提供できるように「地域密着型サービス」の整備に努めます。

【介護保険料の見直しがされます】

①第1号保険料の見直し

65歳以上の人が支払う第1号保険料について特に低所得の人に配慮した保険料設定にするため、現行の第2段階を細分化して新たに「第2段階」「第3段階」を設けます。

②徴収方法の見直し

介護保険料を天引きする特別徴収の対象となる年金が、遺族年金、障害年金まで拡大します。

※詳しくは、福祉課高齢者福祉係（TEL52-7115）へ。

■介護保険料の見直し

現 行		見 直 し 後	
第1段階 (基準額×0.5)	本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者または生活保護の受給者	第1段階 (基準額×0.5)	同左
第2段階 (基準額×0.75)	本人および世帯全員が住民税非課税	第2段階 (基準額×0.5)	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
		第3段階 (基準額×0.75)	本人および世帯全員が住民税非課税であって、利用者段階第2段階以外の人
第3段階 (基準額)	本人が住民税非課税	第4段階 (基準額)	同左
第4段階 (基準額×1.25)	本人が住民税非課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	第5段階 (基準額×1.25)	同左
第5段階 (基準額×1.5)	本人が住民税非課税（本人の合計所得金額が200万円以上）	第6段階 (基準額×1.5)	同左

※基準額は2,828円ですが、平成18年度から見直しがされます。

■町内の交通事故発生状況(平成18年2月15日現在)

	1月16日 ～2月15日	今年1月 からの累計	昨年度時期 との比較
交通事故総件数	59件	97件	-7件
人身事故件数	13件	18件	-2件
負傷者数	15人	22人	-12人
死者数	1人	1人	+1人
物損事故件数	46件	79件	-5件

～手を上げて しっかり見よう 右左～

■町内の刑法犯認知件数(平成18年1月1日～31日)

手 口	件数(昨年比)	手 口	件数(昨年比)	手 口	件数(昨年比)
空き巣狙い	2(-1)	路上強盗	0(±0)	自販機荒らし	1(+1)
忍び込み	0(±0)	自動車盗み	1(+1)	万引き	7(+3)
ひったくり	0(±0)	オートバイ盗み	0(±0)	知能犯	4(+3)
車上狙い	3(+3)	自転車盗み	1(+1)	その他	18(+9)
強制わいせつ	0(±0)	部品盗み	2(+2)	合 計	39(+22)

※「空き巣・車上ねらい」に注意！～家には鍵、車の中に貴重品を置かない～

■とき 3月18日(土) 午前10時～11時30分
 ■ところ 中央公民館大集会場
 ■テーマ 骨髄バンクと患者(家族)支援
 ■講師 水谷久美さん(あいちの会)と患者当事者・家族

じんけん学習塾

ひと・まち・ふれあい企画



人権課 TEL52-7116・FAX52-7133 学校教育課 TEL52-7123・FAX52-7133
 町人権センター TEL・FAX55-3052 生涯学習課 TEL52-7124・FAX52-7133



じんけん学習塾講座風景

スタンプを8個以上集めた人は、3月15日(水)までに希望の交換場所と氏名を学校教育課または生涯学習課、人権課、人権センターのいずれかへ、直接あるいは電話、ファクスでご連絡ください。

スタンプラリー 賞品の交換方法

■演題 患者と患者家族を取り巻く環境／患者・家族・ボランティアそれぞれの思い
 ■そのほか 入場無料。手話通訳あります。託児を希望される場合は、3月15日(水)までに学校教育課へ。 ※詳しくは、学校教育課へ。



楽しい手作り教室

■交換期間 3月20日(月)～31日(金)
 ■交換場所と交換時間 中央公民館(平日の午前8時30分～午後5時)、ふるさと会館(開館日の午前9時～午後5時)、総合体育館(午前8時30分～午後10時)、学校教育課・生涯学習課・人権センター(いずれも平日の午前8時30分～午後5時15分)、町民課(平日の午後5時30分～7時15分・土曜・日曜・祝日の午前8時30分～午後5時15分)
 ■持ち物 スタンプが8個以上集まったスタンプラリー台紙
 ※詳しくは、学校教育課へ。

人権センター3月の講座案内

●コサージュ作り教室

小・中学校などの卒業式に向けて、生花でコサージュを作ります。

■とき 3月7日(火) 午後7時30分～、16日(木) 午後7時30分～

■ところ 町人権センター料理教室

■定員 20人

■参加費 500円

■持ち物 はさみ、20円角ぐらいの箱

■締め切り 実施日の前日までに同センターへ

※詳しくは、同センターへ。

●介護教室

家庭介護の悩みなどを話し合いながら、お年寄りと一緒に過ごす方法を学びます。

■とき 3月14日(火) 午後2時～

■ところ 町人権センター健康管理室

■定員 10人

■締め切り 実施日の前日までに同センターへ

※詳しくは、同センターへ。



●点字体験教室(連続講座)

点字器を使って、点字の打ち方を学びます。

■とき 3月27日(月)・29日(水) 午後1時30分～3時(どちらか1日のみの参加も可能)

■ところ 町人権センター研修室

■定員 10人

■参加費 無料

■持ち物 筆記用具

■締め切り 実施日の前日までに同センターへ

※詳しくは、同センターへ。

臨時職員の登録者を募集

町では、役場などで事務の補助をする臨時事務補助員と臨時技術補助員（道路作業員）の登録者を募集します。希望する人は、臨時職員登録を行ってください。任用は、各職場で臨時職員が必要になったときに、随時行います。任用条件は次のとおりです。

【臨時事務補助員】

■勤務先 役場および隣接公
共施設

■勤務時間 月曜日～金曜日
の午前8時30分～午後5時
15分

■賃金 月額5800円程度

■登録資格 ①平成18年4月
1日現在で、年齢が満18歳
以上60歳未満の人②高校卒
業程度の学力を有する人③
パソコン（ワード・エクセ
ルなど）ができる人

■登録方法 ①総務課で任
用・登録要領と登録申請書

を受け取り、必要事項を記
入の上、提出②臨時職員任
用の必要が生じた場合に連
絡（ほかへの就職などで登
録を取り消す場合は連絡を
お願いします。詳細は登録
時に説明）

■募集期間 随時登録（土 曜・日曜・祝日を除く午前 8時30分～午後5時）

■勤務先 明和町役場

■勤務時間 月曜日～金曜日
の午前8時30分～午後5時
15分

■賃金 月額7900円程度

■登録資格 ①平成18年4月
1日現在で、年齢が満18歳
以上60歳未満の人②高校卒
業程度の学力を有する人

■登録方法 ①総務課で任
用・登録要領と登録申請書
を受け取り、必要事項を記
入の上、提出②臨時職員任

用の必要が生じた場合に連
絡（ほかへの就職などで登
録を取り消す場合は連絡を
お願いします。詳細は登録
時に説明）

■募集期間 随時登録（土 曜・日曜・祝日を除く午前 8時30分～午後5時）

※詳しくは、総務課（TEL 52・
7111）へ。

労働保険の年度更新
および加入について

労働保険（労災保険・雇用
保険）の平成17年度確定保険
料と平成18年度概算保険料の
申告と納付は、4月1日から
5月22日までです。事業主の
皆さんはお忘れなく、お早め
に申告・納付をしてくださ
い。

労働者を1人でも雇ってい
る事業主は、労働保険に加入
する義務があります。まだ加
入されていない事業主は、早
急に最寄の労働基準監督署・
公共職業安定所で成立手続き
を行ってください。

※詳しくは、三重労働局総務
部労働保険徴収室（TEL 05
9-2226-2100）へ。

シリーズ『自分の身は自分で守ろう！』 地震を知り、地震に備える

昨年に引き続き、地震体験ができる防災啓発車「体験
くん」が明和町にやってきました。

「体験くん」は、三重県が平成15年度に整備。県内各地
を回り、広く県民の防災意識向上に利用されています。

地震への備えは、事前に地震を体験（練習・訓練）し
ておくのとうでないのでは、大きく違ってきます。
しかし、地震の体験はなかなかできるものではありません。
ぜひこの機会に体験して、地震に備える「きっかけ」
にしてみたいいかがですか。

また、この日は消火器や消火栓の取り扱いの体験もで
きます。ご家族の防災訓練として、お出掛けのついでに
気軽にお立ち寄りください。

■とき 3月11日（土）午前10時～午後3時

■ところ 明和消防署

■そのほか 「体験くん」
で再現できる地震①関東
大地震（1923年9月
1日）②東南海地震（1
944年12月7日）③宮
城県沖地震（1978年
6月12日）④兵庫県南部
地震（1995年1月17
日）⑤（想定）東南海地
震⑥（想定）南海地震
※詳しくは、総務課（TEL 52・
7111）へ。



「体験くん」で震度7を体験。

3月1日（水）～7日（火） 春季全国火災予防運動

あなたです
火のあるくらしの見はり役

3月に入ると冬の寒さも峠を越え、火の取り扱いに対する注意心が緩みがちです。

その上、この時季は空気が乾燥し、風の強い日が多いことから火災が発生しやすく、毎年かけがえない人命や貴重な財産が数多く失われています。特に高齢者が過半数を占めていて、今後の高齢化に伴いさらに増加する恐れがあります。

こうした悲しい出来事を1件でも少なくするために、町民の皆さん一人ひとりが火災について考え、防火のために努力していただくことを目的として、火災予防運動を実施します。

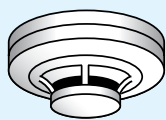
住宅防火 命を守る3つの習慣と4つの対策

【3つの習慣】

- ①寝たばこは絶対にやめる
- ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

【4つの対策】

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報機を設置する



天井に取り付けるタイプ



壁に取り付けるタイプ

- ②寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- ④高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

※詳しくは、松阪地区広域消防組合明和消防署（TEL52-5600）または同組合予防課（TEL0598-25-1412）へ。

無料交通事故巡回相談を開催

交通事故相談窓口では、平成18年度の交通事故巡回相談を左記のとおり実施します。ご利用ください。

■とき・ところ 松阪市役所（安全防災課） 第1金曜日（4月7日・5月19日・6月2日・7月7日・8月4日・9月1日・10月6日・11月17日・12月1日・平成19年1月5日・2月2日・

3月2日）▽伊勢市役所（秘書広報課） 第2水曜日（4月12日・5月10日・6月14日・7月12日・8月9日・9月13日・10月11日・11月8日・12月13日・平成19年1月10日・2月14日・3月14日）開設時間はいつでも午前10時～12時と午後1時～3時
■料金 無料

■そのほか 予約は不要。相談時間を有意義に使うため、相談者は交通事故の状況を詳しく説明できるように、事故証明、説明書などの書類を事前に準備の上お越しください。※詳しくは、交通事故相談窓口（津市栄町1丁目954番地・TEL059-228-7350）へ。

いつきのみや歴史体験館で防火訓練

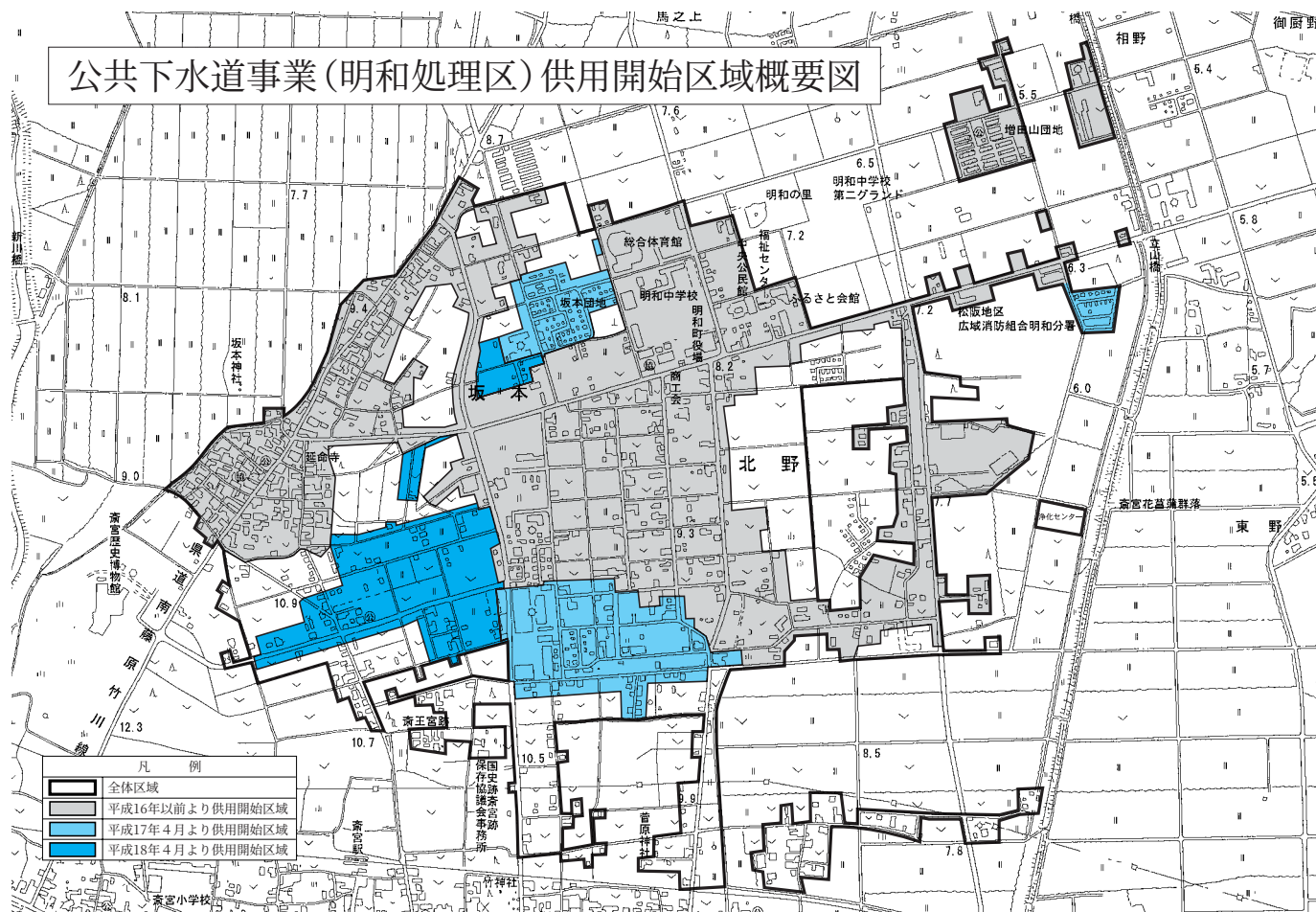
文化財防火デーの1月26日、いつきのみや歴史体験館で防火訓練が行われ、約20人が参加しました。

この日は、バケツリレーや消火器の取り扱い、同館設置の消火栓での放水が行われました。



建物に向かって放水し、消火訓練を行う職員たち。

4月から公共下水道(フレックス)の 供用開始区域が広がります



明和町公共下水道(フレックス)明和处理区は、全体計画145㉫の内、4月1日から約10㉫の供用開始を図り、これまでの供用開始分と合わせて約90㉫の区域で公共下水道が使用できるようになります。

4月1日からの供用開始区域は大字斎宮、坂本(上図参照)で、供用が開始された区域の人は、速やかに排水設備工事をお願いします。

申請手続き、工事の実施は、明和町が指定する排水設備工事店で行い、下水を排除してください。

排水設備設置「下水道法第10条第1項」の規定により、供用開始区域の人は供用開始の公告があった日から起算して3年以内に設置しなければなりません。

水洗便所の改造義務「下水道法第11条第2項」の規定により、汲み取り便所のある建築物を所有する人は、その便所を水洗便所に改造しなければなりません。

新築・増築・改築される人については、「建築基準法第31条」により、設置する便所を水洗便所(公共下水道区域内)以外の便所としてはなりません。

特に平成15年4月からの供用開始区域の人は4年目に

入りますので、至急排水設備工事を実施していただくようお願いします。

■下水道使用料について

排水設備の接続工事が完了し、町の検査を受けた後、下水道が使用できるようになります。また、維持管理に必要な費用を下水道使用料として納めていただくことになります。

使用料の算定方法は1世帯当たりの人数で計算し、一般家庭の場合は次のとおりです。

●1カ月の下水道使用料＝「基本料金 1,575円」＋「525円×人数」

事業所は、流入人口(処理対象人員算定基準により算定)を基に設定します。

当区域内で新築および宅地化しようと考えている人、また供用開始区域の確認など、上下水道課にご相談ください。
※詳しくは、上下水道課(TEL52-7120)へ。



野焼きは法律で禁止されています

家の庭や空地などで、ゴミなどをそのまま燃やしたり、地面に直接穴を掘って燃やしたり、ドラム缶やブロックで囲んだだけの施設、また、設備が不十分な焼却炉（注）で燃やしたりすることを、野外焼却（いわゆる「野焼き」）といい、次の例外を除き法律で禁止されています。違反すると、懲役3年以下または300万円以下の罰金またはその併科に処せられます（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」）。

※（注）焼却炉で焼却する場合は、法令に基づく届け出が必要です。

【野焼き禁止の例外となる焼却行為とは】

①国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

（例）管理者が管理のために行う河川敷の草焼きなど

②震災・風災害・火災・凍霜害・そのほかの災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

（例）災害時での木くずなどの焼却など

③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な

廃棄物の焼却

（例）しめ縄・門松などを焼くどんど焼きなどの年中行事、卒塔婆などの供養のための焼却

④農業・林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

（例）あぜ草・稲わら・つる・枝・魚網にかかったごみなどの焼却

⑤たき火そのほか日常生活を営むために、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

（例）落ち葉たき、暖をとるためのたき火、キャンプファイアなど

※前記の事例の場合でも、生活環境上支障を与えたり迷惑となる行為については、行政指導の対象となります。また、前記焼却の際は、ビニール・プラスチック類が絶対に混ざらないように注意してください



祓川環境美化推進協議会が美化活動

祓川の美化や水質・水量・不法投棄の調査などの活動を行っている祓川環境美化推進協議会（桐井恵一代表）の皆さんが1月22日、漕代駅付近の祓川で倒木処理などを行いました。

この日は、同協議会のほか松阪市の稲木町環境ボランティア21（高木 守代表）などの協力も得て、約40人が3隻の舟に分乗。のこぎりやチェーンソーで川にせり出した

枝を伐採したり、川底に沈んでいる倒木を除いたりして、景観を美しくしました。

同協議会は、平成8年に発足、現在会員は41人。清浄なるみそぎの川として歴史とともに流れてきた祓川をみんなが美しくすることに努め、地域全体の生活環境を守り住みよい地域をつくることを目的に活動を続けています。



川にせり出した枝を伐採しながら川を下る舟。

三河川の水質

河川名	項目				備考
	PH	BOD	SS	DO	採水日
祓川	7.3	検出されず (0.5未満)	3.0	9.5	1月4日
笹笛川	7.6	0.5	2.0	11.0	1月4日
大堀川	6.6	5.6	6.0	11.9	1月4日

※PH（水素イオン濃度＝水の酸性、アルカリ性の程度を示し、7前後が標準河川水）、BOD（生物化学的酸素要求量＝水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の汚濁を測る代表的な指標）、SS（浮遊物質質量＝水中に浮遊している微細な固型物の量）、DO（溶存酸素＝水中に溶解している酸素量で、汚濁が著しい河川では通常低い値を示し、魚類が生存できなくなる）

障害施策が大きく変わります

平成18年4月から

障害者自立支援法施行

【利用者負担の仕組みが変わります（4月から）】

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定）に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費などの実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みになります。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得者に配慮した軽減策が講じられています。

●月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民

票と同じ世帯となっていて、税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある人とその配偶者を別世帯の扱いにすることができません。

【障害に係る公費負担医療が自立支援医療に変わります

生活保護	生活保護受給世帯	月額負担上限額 0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の人	月額負担上限額 15,000円
低所得 2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	月額負担上限額 24,600円
一般	市町村民税課税世帯	月額負担上限額 37,200円

（4月から）

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が、自立支援医療に変わります。

●現行

精神通院医療（精神保健福祉法）、更生医療（身体障害者福祉法）、育成医療（児童福祉法）

●見直し後

自立支援医療制度（支給認定の手続きの共通化、利用者負担の仕組みの共通化、指定医療機関制度の導入。医療の内容や、支給認定の実施主体（精神通院医療・育成医療は都道府県、更生医療は市町村）については、現行どおり）

【自立支援医療の利用者負担と軽減措置（4月から）】

基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費

負担が生じる人（高額治療継続者、いわゆる「重度かつ継続」）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険の両方で障害者を扶養しないことにした場合、別の世帯とみなすことが可能になります。

入院時の食費（標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る観点から原則自己負担になります。

【福祉サービスの体系が変わります（10月から）】

サービスは、個々の障害のある皆さんの障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえて、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されることとなります。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）が可能になります。（次ページ参照）

【利用の手続きが変わります（10月から）】

①相談・申し込み②利用申請③障害程度区分の一次判定（障害者の心身の状況を判定するため、106項目のアセスメントを行います）④二次判定（審査会で実施、医師意見書必要）※介護給付を希望する場合のみ（審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます）⑤障害程度区分の認定（介護給付では区分1から6の認定が行われます）⑥勘案事項調査（地域生活、就労、日中活動、介護者、居住など）⑦サービスの利用意向の聴取⑧暫定支給決定※訓練等給付を希望する場合の

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴・排泄・食事の介護などを行う
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行う
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行う
	児童デイサービス	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴・排泄・食事の介護などを行う
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行う
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排泄・食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する
	障害者支援施設での夜間ケアなど（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護などを行う
訓練など給付	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排泄・食事の介護などを行う
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（雇用型・非雇用型）	一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う
地域生活支援事業	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援する
	地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額料金で居室などを提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う

【補装具と日常生活用具の制度はこう変わります（10月か）】

み⑨訓練・就労評価項目↓個別支援計画※訓練等給付を希望する場合のみ（一定期間、サービスを利用し、①ご本人の利用意思の確認②サービスの適切かどうかの確認ができたら、評価項目に沿った一人ひとりの個別支援計画を作成し、その結果をふまえ本支給決定が行われます）⑩支給決定

●補装具費の支給
これまでの現物支給から、補装具費（購入費、修理費）の支給へと大きく変わります。利用者負担についても定率負担となり、1割を利用者が負担することになります。

ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。支給決定は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。●日常生活用具の給付（貸与）給付決定は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき市町村が行います。利用者負担は市町村が決定します。※軽減策や自立支援法に基づく制度など、詳しくは福祉課（TEL52-7115）へ。

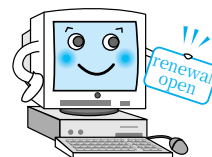
明和町ファミリー・サポート・センターで無料子育て相談

子どもを持つ家庭を支援する相互援助の会員組織「明和町ファミリー・サポート・センター」では、「急用や買い物などで子どもを連れていけない」「出産のため上の子の保育所への送迎はどうしよう…」「たまには少し子どもと離れてリフレッシュしたいなあ…」など、子育てを助けてほしいと思っている人のご相談を無料で受け付けています。お気軽にお問い合わせください。※詳しくは、同センター（TEL52-7127）へ。



明和町ホームページがリニューアル

「目的の情報にたどりつきやすいホームページ」をテーマに、デザインや構成などを変更しました。また、今回のリニューアルに伴い、めいわ日記（まちのちよっとした出来事の紹介）などの新コーナーや全文検索機能も追加されました。今後も「わかりやすい、親しみやすいホームページ」をめざして運営していきますので、ぜひご活用ください。



※ホームページアドレスは、18ページ下をご覧ください。詳しくは、総務課（TEL52-7111）へ。

こくみんねんきん

保険料・4月からは
月額1万3,860円です

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月額1万3,860円ですが、平成29年度まで毎年280円引き上げられる予定になっています。(引き上げ額は、今後の賃金上昇率によって変化します。)

国民年金保険料の口座振替割引額が4月から変わります。

①保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます。
平成18年度分の保険料を口

座振替で一括して前納すると、3,490円の割引額となります。(6カ月前納も口座振替が有利です。)

平成18年4月に納める場合

定額保険料	
1年分	納付書で 月々納めた場合 166,320円 = 13,860円 × 12月
	口座振替で 前納した場合 162,830円 (3,490円割引)

口座振替での前納は、平成18年3月31日必着で社会保険事務所への申し込みが必要となりますので、お早めにお申し込みください。

口座振替日は4月30日(今年4月末日が休日のため5月1日)です。

なお、既に口座振替で前納されている人は、届け出の必要はありません。

平成18年3月中に申し込みをした場合

●通常の口座振替

保険料	引落日
3月分	4月末日
4月分	5月末日
5月分	6月末日

●早割制度の口座振替

保険料	引落日
3月分	4月末日
4月分	4月末日
5月分	5月末日

4月分以降の保険料から50円割り引き

※口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日。

②月々の口座振替に早割(当月保険料の当月末引き落とし)の割引額が変わりました。通常の口座振替(当月保険料の翌月末引き落とし)は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると50円が割引となりました。早割制度を申し込みすると翌月末の初回の口座振替にて2カ月分の保険料(従前の保険料と50円割引された保険料)が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

生まれの人(今までに参加されたことがない人)

- 内容 ベビーマッサージや赤ちゃんの遊ばせ方、楽しむ育児についてなど
- 講師 チャイルドボディワークセラピスト 中村幸美さん(助産師)
- ところ 福祉センター
- 受付時間 午前9時50分までに(11時30分終了予定)
- 持ち物 母子健康手帳・バスタオル1枚・お茶・果汁・ミルク(必要な人)
- 申し込み 定員15人になり次第締め切り。3月17日(金)までに福祉課健康推進係へ

善意をありがとう

鈴木 勲さん(池村)と渡邊捨吉さん(池村)と田所正和さん(竹川)から、いつきのみや歴史体験館へ竹材をいただきました。

これを使って同館北側の調整池に竹柵を作りました。

ありがとうございました。



以上の口座振替の申込用紙(振替方法の変更も同じ申込用紙となります)については、社会保険事務所・町民課にあります。

なお、保険料の半額免除の

承認を受けている人の口座振替は、通常の口座振替での申し込みとなります。
※詳しくは、町民課保険年金係(TEL 52-7114)へ。

町長サロン

批判ばかりされた子どもは
非難することをおぼえる
殴られて大きくなった子どもは

ドロシー・ロー・ホルト

「子ども」

本年1月から三重県町村会の副会長に就任することになりました。議長会も大和谷議長が副会長に就任されていますので、今後、県や国に対してさらに明和町の考え方を提言することができると考えています。

1月27日、東京において全国町村会の定期総会が開催されて、服部会長（菰野町長）と出席いたしました。その折に東大大学院教授の神野直彦先生の講演があり、次の詩が紹介されました。感銘を受けたのでここに掲出いたします。

心に響く詩

木戸口 眞澄

力にたよることをおぼえる

笑いものにされた子どもは
ものを言わずにいることをおぼえる
皮肉にさらされた子どもは
鈍い良心の持主となる

しかし激励をうけた子どもは
自信をおぼえる

（略）
フェアプレーを経験した子どもは
公正をおぼえる

友情を知る子どもは
親切をおぼえる
安心を経験した子どもは
信頼をおぼえる

可愛がられ、抱きしめられた子どもは
世界中の愛情を感じることをおぼえる

皇太子殿下も神野教授からこの詩をお聞きになって教えられることの多さに感動されたとのことでした。

饒舌の父寡黙の母や寒紅梅

眞澄

わが家のあられ自慢コンテストの審査員募集

わが家のあられ自慢コンテストで、あられを試食していただく審査員を100人募集します。審査員の中から抽選で数人に「明和良品詰め合わせ（3000円相当）」などをプレゼント。皆さん、ぜひお越しください。

■とき 3月18日（土） 審査員受け付け 午前10時30分～
▽コンテスト 午前11時～

■ところ イオン明和ショッピングセンター1階セントラルコート

※明和町の良品を紹介・販売する明和ざいしよ市も同日同会場で開催。詳しくは、広報めいわ2月号14ページをご覧ください。か、「わが家のあられ自慢」事務局（観光協会内・TEL 52・0055・ファクス 52・0372）へ。

人のうごき

2月の人口		1月中の異動	
総人口	23,056人	出生	11人
男	11,124人	死亡	25人
女	11,932人	転入	32人
総世帯	7,322世帯	転出	41人

各種検診など

お問い合わせ・詳しくは、福祉課（TEL52-7115）へ。

MC（明和チャイルド）くらぶ
●とき・対象児 3月15日（水）＝平成15年8月生まれ、4月12日（水）＝平成15年9月生まれ

●ところ 福祉センター
●受付時間 午前9時30分までに
●持ち物 母子健康手帳・発達調査票

1歳6カ月児の健康診査

●とき・対象児 3月10日（金）＝平成16年8月生まれ、4

月7日（金）＝平成16年9月生まれ

●ところ 福祉センター
●受付時間 午後1時10分～1時30分
●持ち物 母子健康手帳・健康診査票

3歳児の健康診査

●とき・対象児 3月17日（金）＝平成14年8月生まれ、4月14日（金）＝平成14年9月生まれ
●ところ 福祉センター
●受付時間 午後1時10分～1時30分
●持ち物 母子健康手帳・健康診

査票

育児相談と妊産婦指導

●とき・対象者 3月8日（水）・10日（金）＝乳幼児と妊産婦で月齢は不問
●ところ 福祉センター
●受付時間 午前9時30分～10時30分
●持ち物 母子健康手帳
●申し込み 相談する人の名前（子どもの場合は生年月日）・電話番号を前日までに福祉課へ

すこやか赤ちゃん教室

●とき・対象者 3月22日（水）平成17年10月～平成18年1月



町民バスに乗ってみませんか！

平成18年度～平成20年度分

入札参加資格審査申請 受付開始

明和町が発注する公共工事
に関しては、原則として指名
競争入札などにより受注業者
を決定しています。これらの
入札に参加するためには、あ
らかじめ所定の審査を受けて
入札参加資格者名簿に登録さ
れている必要があります。入
札への参加を希望する業者
は、「指名競争入札参加資格
審査申請書」に必要書類を添
えて提出し、審査を受けてく
ださい。

- 受付期間 3月1日(水)～
31日(金)(土曜・日曜・祝
日は除く)それ以降も有効
期間内は随時受付
- 提出先 〒515-0333
2 三重県多気郡明和町大
字馬之上945番地 明和
町役場総務課財政係
- 有効期間 平成18年4月1
日～平成21年3月31日まで
の3年間(ただし、期間中
に市町村合併があった場合
は変更あり)

■申請書様式 三重県様式

(①建設工事②測量・建設
コンサルタントなど③物件
の買入れなど)は県ホー
ムページ(<http://www.pref-mie.jp>)からダウンロ
ードできます(手順・トッ
プページ「ネットで行政サ
ービス」の中の「電子申
請・届出システム(様式ダ
ウンロード)」↓「申請・
届出の総合窓口・キーワ
ードでさがす」に『参加資格
』と入力して検索する)

■添付書類 三重県様式添付

書類に準ずる(建設工事の
申請については、経営規模
等評価結果通知書を毎年提
出する。コピー可)

■提出方法 郵送または持参

そのほか ファイルを使用
する場合はA4サイズ(色
指定なし)、受領書の返送
を希望する場合は返信用封
筒と切手を同封

※詳しくは、総務課財政係
(TEL 52・7110)へ。

大規模小売店舗新設の公告

大規模小売店舗立地法に基づき、県におい
て次のとおり新設の届出が公告されましたの
で、お知らせします。

なお、公告された届出書は縦覧場所以外に
役場産業課商工観光係でも閲覧できます。

◆届出書の主な内容

- 1、大規模小売店舗の名称および所在地
名称：(仮称)明和複合店舗
所在地：多気郡明和町大字中村字宇路津
1266-1外13筆
- 2、大規模小売店舗を設置する者
名称：ダイワロイアル株式会社
所在地：東京都台東区上野7丁目14番4号
- 3、大規模小売店舗を新設する日
平成18年10月1日
- 4、届出等の縦覧場所
三重県農水商工部観光・交流室
松阪地方県民局農政商工部
- 5、届出等の縦覧の期間および時間
4月13日(木)まで。開庁日の午前9時～
午後5時
※詳しくは、産業課商工観光係(TEL 52-
7138)へ。

登録放課後児童クラ ブ指導員を募集

町では、登録放課後児童ク
ラブ指導員を次のとおり募集
します。

■勤務先 放課後児童クラブ

児童室

■時間 毎週月～金曜日 午
後1時30分～5時30分

■登録予定人数 数人

■応募資格 児童の健全育成
に情熱があり、通勤可能な
人

■応募方法 履歴書を福祉課
へ提出

※詳しくは、福祉課(TEL 52・
7115)へ。

みえ子育て支援緊急 サポートネットワー ク(厚生労働省委託 事業)

～働くおとうさん
おかあさんを応援～

2006年2月1日から利用
開始

■サポート内容 一時的に子
どもを預けることができる
支援事業です。▽緊急時の
一時預かり▽宿泊預かり▽
軽い病児の預かり

■サポート対象 生後3カ月
～小学生

■謝金 日曜・祝日を除く午
前7時～午後7時 1時間
1000円▽日曜・祝日・
上記以外の時間帯 1時間
1200円

■会員条件 利用会員 三重
県に居住する人で、共働
き・働く一人親の人▽サポ
ート会員 三重県に居住す
る人で、自宅で子どもを預
かることができる人(保健
師・看護師・保育士などの
有資格者歓迎)

※詳しくは、松阪地域センタ
ー(NPO法人松阪子どもセ
ンター内・TEL・ファクス0
598・22・1938)へ。

お知らせ コーナー

町消防団の女性団員を募集

町消防団では、次のとおり女性消防団員を募集しています。

- 募集人数 8人
 - 資格 町内に住む18歳以上の女性
 - 業務内容 火災予防広報・初期消火や応急救護などの指導・災害活動に対する後方支援など
 - 応募方法 入団申込用紙を明和消防署に提出
 - 受付期間 3月1日(水)～10日(金)
 - 採用の決定 書類審査の後、本人に通知
 - 採用予定日 4月1日(土)
- ※詳しくは、明和消防署(TEL52-5600)へ。



町ソフトボール協会の登録チームを募集

- 登録資格 町内在住者(高校生以上)および在勤者で構成したチーム
 - 登録料 年間6,000円
 - 活動内容 春・秋トーナメント戦、夏季リーグ戦、多気郡大会
- ※詳しくは、同協会事務局(総合体育館内・TEL52-7130)へ。

2006年スポーツ保険の加入手続き

明和スポーツクラブでは、スポーツ保険加入手続きを受け付けています。団体やグループ、個人でスポーツをする人、町内および施設でスポ

ーツ、レクリエーションをする人は、必ず加入しましょう。

- 有効期間 加入金の支払いの翌日～平成19年3月31日
- ※詳しくは、明和スポーツクラブ事務局(総合体育館内・TEL52-7130)へ。

町軟式野球協会の登録チームを募集

- 登録資格 町内在住者(高校生以上)および在勤者を中心に構成し、プレーをする者に町内在住者・在勤者を含むチーム
 - 登録料 年間6,000円
 - 活動内容 春・秋トーナメント戦、夏季リーグ戦
- ※詳しくは、同協会事務局(総合体育館内・TEL52-7130)へ。

レディースソフトバレーボール大会の参加者募集

- とき 4月9日(日) 受付＝午前8時30分、開会式＝午前8時50分、競技時間＝午前9時20分～午後3時30分
- ところ 総合体育館
- 参加資格 明和町および近隣市町村に在住・在勤の20歳以上の女性で編成されたチーム
- 参加費 1チーム1,000円
- 申し込み 申込用紙に記入の上、3月27日(月)までに山崎絹代さん(ファクス52-2151・〒515-0313 明星2610-52)へ
- そのほか 大会要項・申込用紙は総合体育館受付カウンターにあります

納税は忘れず！
今月は下記のとおりです

- 町県民税・×
- 固定資産税・×
- 軽自動車税・×
- 国民健康保険税・12期
- 介護保険料・12期

※詳しくは、山崎さん(TEL52-2151)へ。

みどりの少年隊の隊員を募集

みどりの少年隊では、隊員を募集します。自然を守り育てる活動に参加してみませんか。

- 入隊資格 明和町に在住する小学校4年生以上の児童
 - 目的 いろいろな活動を通して、明和町の歴史・自然について学び、これを愛し、守り育てていく心を養う
 - 代表 須賀恒彦さん
 - 平成17年度の活動 斎王まつりで緑の募金活動・花いっぱい運動(コスモスの種まき)参加・イモ掘り・コスモスの押し花教室・卒入隊式ほか
 - そのほか 指導者(同隊の目的に理解のある人)も募集
- ※詳しくは、みどりの少年隊事務局(産業課農政係内・TEL52-7118)へ。

落語の会「明和笑楽講」10周年記念の講演会

- とき 3月11日(土) 午後6時開演
 - ところ 福祉センター
 - 会費 年会費＝5,000円(年2回分)、当日券＝3,000円
 - 出演者 桂 文我さん、林屋二楽さん(紙切り芸・東京からのゲスト)ほか3人
- ※詳しくは、明和笑楽講事務局(TEL55-2744)へ。

紹介します

84歳の挑戦



堀口喜代さん
(佐田)

過日、娘が
ポケ防止にと
小倉百人一首
の大きなパズ
ルを買ってき
てくれました。

最初はとて
もできないと思いましたが、好奇心から作っ
てみようと思立ちました。

たくさんのパズルピースを合わせていくのは、
老人には至難の技です。何度かくじけそうにな
りましたが、半分近くできてくるとコツも分か
り、パズルに向かうのが楽しみになりました。

あせらずに取り組んだ結果、2カ月を過ぎた
ころにようやく完成し、満足感にちょっぴり浸
っています。

娘(こ)がくれし 巨大パズルを 成し遂げ

生き証しの 一つとぞせむ 喜代

■最大震度別地震回数(平成18年1月11日～2月10日)

震 度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
全 国	54	25	5	3	0	0	0	0	0	87
明和町※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※役場に設置の計測震度計による。

寒い冬を冬眠状態で過ごしてきたわたしの生活も、ゆっくりゆっくりと動き始めた。寒さも和らいで庭の花たちも、春の来るのを今か今かと待ちわびているかのように感じられる。そんな周りの様子を押しつぶされるかのように、庭の手入れや部屋の片づけなど、今までのありふれた日常生活を過ごすことの大切さを考えさせられ、毎日を暮らしている。

【裏・紹介します】垂れ壁から天井にかけて飾ってある大きなパズル。「パズルと一緒に写真を撮りましょう」と提案したものの、わたしの身長でそれを下ろすのは至難の技である。何度かくじけそうになったが、堀口さんの応援の下、いすに載って背伸びしながらどうにか下ろすことができた。わたしも満足感にちょっぴり浸らせていただいた。

ひまわり



今月のお話会・ふるさと会館

ふるさと会館では、子どもを対象とした読み聞かせを、おはなし小槌の皆さんが次のとおり行います。

■とき・内容 3月26日(日) 午後2時～＝絵本「くんちゃんのはじめてのがっこう」、紙芝居「しりとりするものよっといで」ほか

■ところ ふるさと会館2階ロビー

【今月の休館日】

6日(月)・13日(月)・20日(月)・21日(祝)・27日(月)・31日(金)

※詳しくは、ふるさと会館(TEL52-7131)へ。

今月の心配ごと相談・福祉センター

6日(月) 行政・心配ごと相談(午前9時30分～正午)

13日(月) 心配ごと相談(午後1時30分～4時)

20日(月) 心配ごと相談(午後1時30分～4時)

27日(月) 心配ごと相談(午後1時30分～4時)

いつきのみや歴史体験館からのお知らせ

●草餅(もち)づくり

蓬(よもぎ)ではなく、野外で採取した母子草(ははこぐさ)を材料に使って古代の草餅づくりを体験!ひとあし早い春の訪れを感じてみませんか。

■とき 3月25日(土) 午後1時～3時

■参加費 500円

■定員 20人

■申し込み 3月1日(水)から電話で受け付け(先着順)

※詳しくは、いつきのみや歴史体験館(TEL52-3890)へ。

一人で悩んでいませんか?

●「しつけ?それとも虐待?」

【相談窓口】

明和町役場TEL52-7115

中勢児童相談所TEL059-231-5666

●DV(ドメスティック・バイオレンス)は犯罪です!

【相談窓口】

配偶者暴力相談支援センターTEL059-231-5600

警察安全相談電話TEL059-224-9110・#9110

松阪警察署TEL0598-53-0110

松阪保健福祉部TEL0598-50-0596

※お気軽に、まずはお電話してください。